

兼 東栄町役場
集 兼 兼
人 兼 兼
行 兼 兼
編 兼 兼
発 兼 兼



豊橋市東八町
印刷所 水鳥印刷所

春のおとづれ

(二継初男氏提供)

第 44 号

一月の行事

- 一日 新年祝賀式
- 四日 役場御用始め
- 五日 文化財関係者「花祭」に来町
- 六日 消防団初式
- 七日 伝染病舎用地造成会議、東栄病院
- 八日 各小中学校始業式
選挙管理委員会、役場
鴨山仔牛育成施設事業現地測量及び打合せ
- 九日 蕪販売団体協約打合せ、東栄農協
- 十日 愛知県知事選挙告示
農林省貸付牛再々貸付引渡し
農機具展示説明会、東栄農協
- 十一日 町営住宅水道布設現況調査
古戸、下田団地
- 十二日 畜産選奨事業審査会及び畜産講演会、東栄農協
教育委員会、役場
- 十四日 猟友会東栄支部長会、役場
- 十五日 成人式、東栄中学校
- 十六日 伝染病舎用地造成会議、東栄病院
- 十七日 若令肥育牛飼育管理講習会、月公民館
- 十八日 農林経営経済調査員打合せ、役場
- 十九日 東部会競書会
婦人学級(東栄中学校)
- 二十一日 郡猟友会射撃大会打合せ
- 二十二日 学校映画会、振草中学校
- 二十三日 学校映画会、東栄中学校
PTA協議会役員会、役場
農地現況調査、県係官来町
- 二十四日 消防団分団長会、役場
- 昭和三十六年度施行国補災害成功認定検査
学校映画会、三輪中学校
- 二十五日 ふるさと会、東栄中学校
- 二十六日 教育問題協議会、東栄中学校
- 東栄中学校給食室竣工式
- 二十七日 学芸会、足込、小林、月小学校
- 二十八日 町営住宅大森団地家屋調査
農林省、県貸付牛及び一般牛繁殖障害及び妊娠鑑定実施(二十八日、三十日)
- 二十九日 学級編成協議会
三才児健康診断、振草粟代地区

現地

月公民館

管内小中学校長会、役場

役場

十九日東部会競書会

婦人学級(東栄中学校)

二十一日郡猟友会射撃大会打合せ

二十二日学校映画会、振草中学校

二十三日学校映画会、東栄中学校

PTA協議会役員会、役場

農地現況調査、県係官来町

二十四日消防団分団長会、役場

昭和三十六年度施行国補災害成功認定検査

学校映画会、三輪中学校

二十五日ふるさと会、東栄中学校

二十六日教育問題協議会、東栄中学校

東栄中学校給食室竣工式

二十七日学芸会、足込、小林、月小学校

二十八日町営住宅大森団地家屋調査

農林省、県貸付牛及び一般牛繁殖障害及び妊娠鑑定実施(二十八日、三十日)

二十九日学級編成協議会

三才児健康診断、振草粟代地区

- 三十日 民生委員会役場
- スポーツ審議会役場
- 農林団体指導者連絡定例会
- 会振草農協
- 三十一日 農業構造改善事業説明会
- 役場
- 三才児健康診断古戸地

愛知県知事選挙の結果

について

愛知県知事選挙は現知事の四選か或は新人の台頭かと言う世論の中に二月三日午前七時から県下一斉に行なわれ町内におきましても二〇ヶ所の投票所において投票が行なわれました。当日は朝から冷え込み強く加えて今回の選挙は一般的に低調な面もあるように見受けられました。がやはり午前中に出足悪く町選管といたしましても心配して学校等の協力も得て極力投票成績の向上に努めました。幸にして町民の方々の御理解と御協力によりまして大体所期の目的を達成することが出来ました。誠に有難うございました。とうとう四月に行なわれまます選挙につきましてもより以上の好成绩を挙げ得るようお願いいたします。

次に郡内各町村の候補者別得票数並びに投票率と町内の投票所別投票率を掲載いたしますのでご参考として下さる。

(東栄町選挙管理委員会)

愛知県知事選挙北設楽郡開票結果 昭38.2.3執行

	桑原幹根	三輪久義	松井不朽	佐藤一平	計(有効投票数)	無効投票数	投票総数	投票率		
								男	女	計
設楽町	3,817	72	79	1,323	5,291	34	5,325	84.33%	83.44%	83.86%
東栄町	3,938	74	70	1,162	5,244	38	5,282	87.91%	85.09%	86.41%
豊根村	1,382	29	26	328	1,765	9	1,774	81.01%	75.39%	78.18%
富山村	238	0	2	24	264	0	264	89.93%	89.04%	89.49%
津具村	1,287	48	21	478	1,834	9	1,843	87.06%	86.14%	86.57%
稻武町	2,213	53	56	495	2,817	6	2,823	87.22%	87.25%	87.24%
計	12,875	276	254	3,810	17,215	96	17,311	85.83%	84.04%	84.89%

愛知県知事選挙結果 昭38.2.3日執行

投票所名	区分	名簿登録者数			当日の有権者			投票者数			棄権者数			投票率		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
柿野		91	98	189	91	98	189	87	91	178	4	7	11	95.60%	92.86%	94.18%
設楽		186	218	404	186	215	401	161	180	341	25	35	60	86.56%	83.72%	85.04%
布川		65	75	140	65	75	140	57	66	123	8	9	17	87.69%	88.00%	87.86%
月		176	179	355	176	179	355	151	159	310	25	20	45	85.80%	88.83%	87.32%
本郷		541	651	1,192	541	650	1,191	436	521	957	105	129	234	80.59%	80.15%	80.35%
三ツ瀬		73	77	150	73	77	150	63	61	124	10	16	26	86.30%	79.22%	82.67%
市場		178	222	400	178	222	400	159	194	353	19	28	47	87.33%	87.39%	88.25%
下田		161	180	341	160	178	338	147	160	307	13	18	31	91.88%	89.89%	90.83%
川角		51	55	106	51	54	105	45	50	95	6	4	10	88.24%	92.59%	90.48%
足込		154	162	316	154	162	316	137	137	274	17	25	42	88.96%	84.57%	86.71%
御園		133	149	282	133	149	282	117	119	236	16	30	46	87.97%	79.87%	83.69%
東蘭目		68	83	151	68	83	151	62	68	130	6	15	21	91.18%	81.93%	86.09%
西蘭目		79	86	165	79	85	164	70	80	150	9	5	14	88.61%	94.12%	91.46%
渡瀬		42	53	95	41	53	94	37	41	78	4	12	16	90.24%	77.36%	82.98%
畑		139	158	297	139	158	297	130	141	271	9	17	26	93.53%	86.24%	91.25%
市深		69	85	154	69	85	154	61	79	140	8	6	14	88.41%	92.94%	90.91%
奈根		133	142	275	133	142	275	117	122	239	16	20	36	87.97%	85.92%	86.91%
粟代		211	232	443	210	232	442	197	202	399	13	30	43	93.81%	87.07%	90.27%
小林		90	100	190	90	100	190	75	86	161	15	14	29	83.33%	86.00%	84.74%
古戸		224	255	479	224	255	479	206	210	416	18	45	63	91.96%	82.35%	86.85%
計		2,864	3,260	6,124	2,861	3,252	6,113	2,515	2,767	5,282	346	485	831	87.91%	85.09%	86.41%

議 会 報 告

昭和三十七年十一月十九日午前
十時より東栄町議会定例会が東栄
町役場会議室で開催された。

議決された事件は次のとおり

議案第六六号 町道路線の認定
について

注、奈根小学校線巾員三・六米
延長四三米が町道として認定
された。

議案第六七号 寄附採納につ
いて

注、指定寄附金町道城山丸丸線
道路災害復旧工事資金八、二
〇〇円三輪保育園鉄柵工
資金四〇、六六五円同備品購入
資金一九、二〇〇円下田追分
地内水路改修工事資金二二〇
、〇〇〇円本郷保育園改修工
事資金一一七、五〇〇円

町道柏原桑原線道路災害復旧
工事資金四三、六〇〇円町道
奈根小学校線道路改良工
金七八、〇〇〇円

合計四一七、一六五円

議案第六八号 東栄町税条例の
一部を改正する条例について

注、東栄町税条例第七十一条及
び第九十一条第一項第四号の
改正で行政審査委員会法の制
定に伴った固定資産税及び電

気ガス税についての条文整備
である。

議案第六九号 東栄町国民健康
保険条例の一部を改正する条例に
ついて

注、昭和三十七年十一月一日よ
り助産費給付を一、〇〇〇円
(従来一、〇〇〇円)とする

議案第七〇号 昭和三十七年度
東栄町一般会計歳入歳出追加更正
予算について

注、歳入合計(追加)
一五、一八六、〇三二円

内訳
一款町税一、一〇〇、〇〇〇円
(町民税及び木材引取税)

三款財産収入一六四、五〇〇円
(立木及び建物売却代金)

六款国庫支出金八八五、一〇一円
(理科教育設備補助金外四
件及び青少年問題特別委託
金)

七款県支出金四、〇一四、五一六
円

(保険衛生費負担金及び農
業委員会補助金外四件並び
に参議院選委託金外一件)

八款寄附金四九一、二四五円
(前記寄附採納金外)

九款繰越金四、四三三、六六〇円

(前年度繰越金)

一〇款雑収入一〇七、〇〇〇円
(合併祝賀式参加団体協力
費外)

二款町債三、〇〇〇、〇〇〇円
(伝染病隔離病舎建設事業
費)

歳出合計(追加)
一五、一八六、〇三二円

内 訳

二款役場費 五、〇〇〇円
(需要費)

二款消防費一〇三、八〇五円
(旅費及需要費)

四款土木費一、六一五、四八五円
道路橋梁費及び災害土木費
並びに道路開発促進費)

五款教育費八二六、九〇〇円
(教育委員会費及び小中
校費社会教育費、小中学校
施設設備充実費)

六款社会及び労働施設費
一、一四九、二七七円
(各保育費及び運営費並び
に社会福祉費、国民年金
費)

七款保健衛生費
七、二〇六、〇四〇円
(伝染病隔離病舎建設費及
び委員会費、伝染病予防費
環境衛生費等)

八款産業経済費
九一八、八九〇円

(農業委員会及び勤業費家
畜管理所費病虫害防除対策
費、耕地事業費等)

九款財産費八二〇、七三〇円
(町有林管理費及び払下代
金償還金、林道工事負担
金)

一一款選挙費一〇、〇〇〇円
(参議院選挙優良投票区表
彰費)

一三款諸支出金
二、五一九、八九五円
(徴税費、固定資産評価費
及び公安費並びに合併式典
費等)

議案第七二号 昭和三十七年度
東栄町屠場特別会計歳入歳出追
加更正予算について

注、追加予算額一八八、〇〇〇
円

議案第七三号 昭和三十七年度
本郷簡易水道特別会計歳入歳出追
加更正予算について

注、追加予算額一六〇、〇〇〇
円

議案第七四号 昭和三十七年度
東栄町国民健康保険特別会計歳入
歳出追加更正予算について

注、追加予算額四、二六五、七
一〇円

議案第七五号 昭和三十七年度
東栄町国民健康保険特別会計歳入
歳出追加更正予算について

注、追加予算額四、二六五、七
一〇円

施設設備定歳入歳出追加更正予算
について

注、施設費、諸支出金、予備費
内の相互更正)

議案第七五号 御殿財産区が森
林開発公団分収造林をなすこと
について

注、スズガタ山林一四町九反歩
の分収造林(旧官行造林)を
行なう

議案第七六号 単具土地改良事
業施行について

注、大字下田字追分地内水路
二二六米の改修工事

以上

協 議 会

議会終了後協議会を開催し左の
通り決定された。

一、東栄町国民健康保険運営委
員選任について

任期満了に伴って
被保険者代表柴田静雄、平畑
喜菜、片桐美治

医師代表 関本正、白川一市
岡田門美

公益代表、伊藤豊太郎、伊藤
彦一、伊藤富雄

氏が選任された。

二、伝染病隔離病舎建設工に
ついて

敷地整地が完了次第直ちに着手
する。

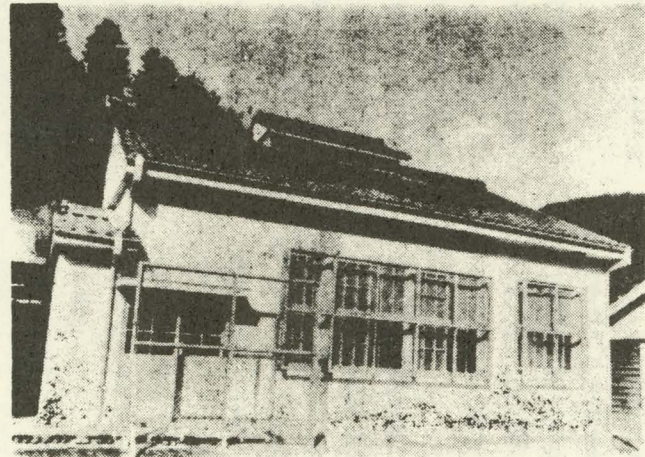
待望の東栄中学校給食室完工

心身共に健全なる生徒を育成することが学校教育の目標でありま

すが、健全な身体の上は学校給食の実施が必要で

す。そのため文部省は昭和二十九年に学校給食法という法律を制定して全国的に学校給食の実施をおし進めてまいりました。

東栄町管内の小中学校は東栄中学校を除いて、全部の学校が他町村に比較して模範的な施設をし、備品も充実しております。東栄中のPTAや学校問題協議会でも町内でおぎりにされているこの給食室の新築を町当局及び町教委へ陳情されました。町も町議会も心よく諒承されて次のような、近代的なモデルになる立派な給食室が新設されました。



完成した東中給食室

学校給食室の工事概要

- 一、建物坪数 三十四坪
- 一、総工費 金三百六十七万二千五百円也
- 内訳
 - 一、百九十五万円 工事請負金
 - 一、百二十六万八千円 備品費
 - 一、四十五万三千五百円 諸費
 - 一、着工 昭和三十七年九月
 - 一、竣工 昭和三十七年十一月
 - 一、施工者 伊藤寿美

税務署の山林所得調査についての十問十答

(問その一) 税務署はこんど山林所得について従来にない強い決意で臨むといわれていますがその見解はどうでしょうか

答：いま全国でまき起っている「木材正常取引化」の運動のとおりに、偽名取引などによって一部の山林家が脱税しているのは残念ながらこの北設地方にもあると思わざるを得ない現状であります。

こころしたことは既に大きな声なき声として税金に対する一番の不平等となつて郡内に満ち満ちていることはご承知のとおりと思ひます。今年こそは、こうした世論を有力な背景として設楽税務署創設以来の大きかりの布陣を以て断乎ノ山林所得の完全把握と課税の公平へと、この一点に税務署の最も大きな力を投入する決意を固めた次第であります。

ります。

(問その二) それぞれの村や町で偉い人である山林家が偽名取引を行うのは何故でしょうか

答：山林家全部が悪いとはいへませんが、まず第一に山林に対する税がいくら位かかるかを本当に知らないからでしょう。山林所得の税金は一般の商売やさん(特に中小企業)や月給取りと比べても文字とおりにビックリするほど安いのです。いわゆる「食わず嫌い」というやつで何でも「出すものは損だ」とはおかむりしているからと思ひます。第二には納税に対する国民として常識の問題です。あらゆる点で村民の模範になつてもらいたい階級の山林家の人々です。そこで一つ目覚めてもらいたいものです。

(問その三) いま山林所得の税金が安いといわれましたが、本当に安いのでしょうか。

答：そうです。他の所得者と比べてかなり安い税金です。何十年目にはじめて伐った山が生んだ富ですから、そのほんの一部を何十年目にはじめて国へ納めてもいいではないかと思ひませんか。

(問その四) ではどのような

にして税務署は山林所得を調査してゆくのですか

答：税務署の仕事の性質上、具体的には申し上げ兼ねますが

①税務署の仕事の重点を山林所得の課税の充実において何事もやっけてゆくことにしたこと。

②国税局や他の税務署が、あちこちの市売市場を調べた相当数の偽名資料を送つてもらつたので今後はこれを十分活用してゆくこと。

③信頼し得る森林組合と協調してゆく態勢を確立したこと。

④探聞とくに現在多くたまつてゐる山林所得への投書などを重視してゆくこと。

⑤不真面目な大口山林所得者に対しては「リスト」を作り申告期限後も真相が判明するまで時を分たず「特別調査」を続行するか、または国税局特別調査班へ引継ぐこととする。

⑥山林所得者のみならず山林ブローカーや隠れた素材業者などにも課税の徹底を期す。

(問その五) 「森林組合と協調云々」ということは具体的にどういうことですか。

答：誠意ある森林組合とは提携して各組合員の啓蒙宣伝に努め

るとともに組合備付の諸々の帳簿などを十分活用して個人々々の山林所得についても入念に意見を求め組合員相互間の課税の公平と均衡をはかるということ

（問その六）不真面目な山林所得者に対しては、こんどはどんな処置がとられるのですか。

答：①全然申告をしない人には、税務署独自の立場で決定を行って本税は勿論のこと、そのほか重加算税と無申告加算税を課します。従って昭和三十六年分については本税のほかに七十五パーセントの余分な税金、つまり他人の倍近い税金を納めねばならないこととなります。

例えは本税……十万円
重加算税……五万円
無申告加算税……二万五千円
合計……十七万五千円

②申告しても実際より少い申告をした人には更正決定をして重加算税を徴収します。従って昭和三十六年分までは本税のほかに五割の重加算税という余分の税金が出ます。

例えは 本税……十万円
重加算税……五万円
合計……十五万円

①②ともこのほかに納付の日ま

で延滞税（日歩二銭）が徴収されることとなります。なお督促状が出されますと倍の日歩四銭となってしまう。

（問その七）不正直者は大寮に余分な税金をとられることはよく分りました。が、こんどは真面目に申告した人について話して下さい。

答：昭和三十七年三月十五日までに当然申告しなくてはならなかったのを遅ればせながら今年（昭和三十八年）の三月十五日までに申告した人は次のようになります。

①いままでも無申告であったが、こんどはじめて申告した人……本税のほかに二十五%の無申告加算税が課せられます。
②いままでも申告したけれど過少であったので追加して修正申告した人……本税のほかに5%の過少申告加算税が課せられます。

③④のように遅れて申告した人でも今回に限り扶養控除などの恩典は認めることとしました。

（問その八）申告しなかつたり、ウソの申告をして税務署に更正決定されることのような損になりますか。

答：①（問その六）で申しましたように本税のほかに他人より余計に罰金的な加算税を出さなくてはなりません。

②扶養控除などの恩典が全然認められませんので、これも他人より多くの税金をとられることとなります。

③山林所得の三〇%控除の規定がそのままでは適用されなくなりますが、このため結局は余分の税金が出るようになります。

④税務署の台帳に更正決定とせられて翌年の課税の参考にされます。

⑤税金の納付書が配られるとき同じ町内や部落の人々にも分りますので、やはり精神的にもよくはありませんでしょうね。

（問その九）今回の税務署の課税は何年分までさかのぼるのですか。
答：昭和三十五年の代採分からさかのぼって課税をやり直したいと考えております。

（問その十）最後に税務署から納税者の方へ何か一言……

答：税務署の本当の腹は、全部の山林家が正しい申告をされることによつて恩典などを最大限に使つて少しでも安い税金ですむようにしたいという事にほかな

〈農事メモ〉

水稻の直まき栽培について

最近農村に於ける労働力の不足は深刻な問題であつて、田植えを必要としない直まき栽培に大関心がよせられている。

直まき栽培には乾田直まきと灌水直まきとに大別されるが、山間地としては水持ちとか管理作業等の関係で灌水直まきに適している。昨年展示圃として町内の三ヶ所（古戸、中設楽、下田）で実施したのでその結果をお知らせします。

直まき栽培は労力の節減を図ることが第一の目的であります。それはかりではなく当地としては水田面積が狭く飯米中心であるため増収性と結びつくことが大切な条件であります。

幸い展示圃の成績では三ヶ所共従来の移植栽培と同程度の八俵もしくはそれ以上の収量を上げることができました。

直まき栽培を行なう場合次の事柄には充分注意して下さい。

申告をされて誰からも後指を差されない明るい郡内とされるように切に望んでやみません。
（文責：設楽税務署 村岡直税 課長）

- (1)土地 水持ちのよい水田でありかん排水の便利な所がよい。
- (2)品種 八月十五日前に出穂する早生種で稈が強く耐病性のあるものを選ぶ。
- (3)播種期 四月下旬から五月上旬頃が適期と思われる。
- (4)播種方法並びに播種量 人力播種機で一〇アル当り五〜八キロ程度がよい。
- (5)施肥量 移植栽培の三〜五割増量―基肥と種肥を約半々に施用するのがよい。
- (6)雑草防止 防草剤を上手に使い雑草を防ぐことができれば直まき栽培は八分通り成功したと考えられる。
- (7)灌水時期 適期は播種後一〇〜三〇日程度の本葉一〜四枚の頃がよい。

⑧病害虫防除

鳥害防止には光明丹を用いる。移植栽培より病虫がやや多いようであるから適期に薬剤散布を励行する。

以上の通りであります。栽培に当っては農業改良普及所の指導を受けて下さい。

拾得物、遺失物について

本郷駐在所 高木 巡查

拾得物及び遺失物について、警察の取扱を知っていただき、一度落した品物は返って来ないと云う観念は捨てて落し物したら速やかに警察署に届出し発見につとめて下さい。

では設楽警察署において、昭和三十七年四月一日から同年十一月三十一日までの間に拾得物及び遺失物の取扱をした件数は別表の通りとなっております。

拾得物に対し遺失物の届出が少なく、保管期間満了により拾得者に交付して居ります。

遺失者の返還期間及び拾得者交

拾得物遺失物取扱件数

区 分	件 数	物 品	
		現 金	現 貨
拾 得 物	三五件	四〇九点	三七六、五九五円
遺 失 物	一四五	一八一	三四一、二四〇
遺失者還付	七〇	一四六	二二四、七〇五
拾得者交付	一四五	一〇二	八四、九七二

拾得者交付は昭和三十六年度に拾得物保管期間満了により拾得者交付が含まれている。

遺失物の発見につとめて下さい。現在も警察署に拾得物を保管し遺失者の来るのを待っています。尚拾得物があった場合は七日以内に届出しないと拾得物横領罪と

国土を美しくする 花いっぱい運動

東京オリンピックを迎える我が国は、国土を美しくして文化国家の体面をおとさないようにと、花いっぱい運動は新生活運動の主要な課題として、津々浦々まで展開されております。

花を愛し、明るい家庭を育むことは、悪をなくするよい方法です。東栄町もこの運動を始めて三年になります。

婦人会の皆さんから小学校区ごとに花いっぱい運動に協力されている家庭を推せんしていただき、特によい家庭を審査するため、鈴木正氏、村松義男氏をお願いして委員長の鈴木久次氏と事務局が一緒になって町内を巡視いたしました。

審査の結果次の方々を表彰することにしました。

- 【三光】 鈴木久次、村松義男、鈴木正

- 【特選】 川根百蔵、藤原秀吉、原寿真司

して処罰を受けますから、拾得物がありましたなら、遺失者の気もちになり速かに近くの警察署(駐在所、派出所)に届け出て下さい。

俳句

羽のひよりの鳴きながら喰む (人) 石原 暎子
西の空焼きつくして夕日沈みゆく 果なく続くレールを染めて

(天) 伊藤 瑞仙
元日の鶏舎そのまゝ点灯す

(地) 神谷 花子
剪定や花芽の枝と思ひ切る

(人) 伊藤 力
張りかえし障子冷たく夜に向う

(五客) 西尾 広次
初詣で眼路はるかなる山西

(シ) 原田 芳子
除夜の鐘言葉少なき吾子と居て

(シ) 原田 芳子
ふところに恩師の年賀温めつ

(シ) 伊藤 均生
起伏よき環なき露路詩情わく

(シ) 金指 節子
姉病みて師走の街の寒さかな

東栄ふるさと歌壇

二月詠草

短歌

(天) 神谷 花子
車代ゲーキに替えて暮れ初めし、

家路届けは月の追いくる

(地) 山本富士子
山上の松の梢のいかめしく、天を

さしていて年あらたまる

(地) 金指 節子
退院の父を迎えむと隣家の児等外

に出てきてまりつき弾む

(人) 金田よし子
野も山も凍る夜なり月かげの牙

えはつめたたくわれにせまりく

(人) 岡田 つぎ
南天の実のあざやかに熱せしを二

